

平成19年(2007年)10月16日
建設委員会資料
都 市 整 備 部

施設使用料の見直しの考え方(案)についての
パブリック・コメント手続について

このことについて、下記のとおり実施する。

1 案件

施設使用料の見直しの考え方(案)

2 意見募集期間

平成19年10月19日(金)から平成19年11月8日(木)まで

<資料>

- 1 施設使用料改定額の試算
- 2 「区民団体の公益活動に伴う施設使用料への助成制度(案)」について
- 3 使用料の改定に向けた今後のスケジュール

施設使用料の見直しの考え方（案）

現行の使用料は、平成12年度に見直しを行い、平成13年7月（一部は平成14年4月）に改定を行った。前回の見直し後6年が経過したこと及び受益者負担の適正化を図るため、有料施設の使用料の算出方法を見直し、適正な使用料に改定することとした。

このため、施設使用料の見直しの考え方について新たに検討し、以下のとおりまとめた。今後、区の施設使用料の見直しの考え方は、以下のとおりとする。

1 施設使用料の見直しの考え方の3つの柱

（1）施設使用料の算出方法を次のように改める。

「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とする。

すべての施設の積算方式を統一する。

施設の性質別による利用者負担割合を設定する。

（2）施設利用者の急激な負担増を緩和する。

（3）団体に対する使用料の減額・免除は、原則として行わないこととし、新たな助成などのしくみを構築する。

2 施設使用料の算出方法

（1）施設の維持管理・貸出業務にかかる経費のすべてを原価とする

これまで、施設の運営を一部委託する場合など、その委託経費には人件費分が含まれ、使用料の原価にも算入していたが、「職員人件費」については原価に算入していなかった。今回の見直しでは、「職員人件費」も施設の維持管理・貸出業務に不可欠な費用であることから、原価に算入することとする。

また、建物の「減価償却費」は、建設に要した経費を耐用年数で除したものであり、今後は、費用として、使用料の原価に算入することとする。なお、「減価償却費」については、貸出面積にかかる部分について按分したうえで算入することとする。

（2）すべての施設の原価計算方式を統一する

平成10年度に一部の利用について有料化した地域センター、勤労福祉会

館、高齢者会館などについては、使用料の原価に算入する経費を、光熱水費、清掃委託料、管理委託料、小破修理費に限定していた。今回の見直しでは、この方式は採用しないこととし、すべての施設の原価計算方式を統一し、利用者の負担の公平化を図る。

使用料の原価に算入する経費

- ・施設の維持管理・貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当金繰入を含む）
- ・施設にかかる電気・ガス・水道料金
- ・清掃や管理・安全点検などにかかる委託経費
- ・消耗品・備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）
やクリーニング代などの維持管理経費
- ・施設管理・受付業務等に係る印刷経費・消耗品購入費など
- ・施設の修繕のための工事費（1件500万円以上のものを除く）
- ・建物の減価償却費

1つの施設で複数の機能を有する施設については、貸出部分ごとの面積によって按分し原価を算出する。光熱水費や清掃委託費を原価に算入するにあたっては、事務室部分の該当経費は含めず、貸出面積等の部分にかかる経費を面積按分などにより算出し、計上する。

（3）施設の性質別負担割合を設定する

施設の性質により利用者負担の割合を設定し、この割合を原価にかけることにより、施設使用料を算出する。具体的な施設別の利用者の負担割合は、別紙1のとおりとする。

$$\boxed{\text{施設使用料算出額} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合(利用者負担)}}$$

3 急激な負担増の緩和

引き上げ率の上限は、現行施設使用料の1.5倍とし、利用者負担増を緩和することとする。なお、今後、施設使用料は3年ごとに見直すこととする。ただし、施設の維持管理等にかかる費用が低減し、想定使用料が現行使用料よりも1割以上下がった場合には、改定年度を待たずに当該施設の使用料の見直しを行うこととする。

4 減額・免除制度の見直しについて

区の施設は、「有料」での利用を原則としたものであっても、地域自治活動、子どもの健全育成活動、保健福祉活動、地域環境の保全活動などについては、

使用料の減額または免除を行い、団体の活動を振興してきた。

しかし、「減額・免除」の基準が区民に分かりにくい。また、団体の活動内容に対してではなく、団体の性格により減額・免除している状況もあり、透明性や公平性を確保する手立てを構築し、できる限り使用料として収入することが必要である。

このことから、現在、行っている団体に対しての使用料の減額・免除は、原則的に行わないこととし、団体の活動内容に着目し、公共性・公益性のある活動については、助成金の交付、区との共催、事業の委託により支援していく。

5 使用料の助成制度の仕組みについて

(1) 助成の対象とする公益活動

助成の対象とする公益活動は、「区民が自主的に組織した非営利の団体が行う活動のうち、次に掲げた～のすべての要件に合致する活動」とする。

非営利の活動で、広く区民の利益になる次のいずれかに該当する活動であること。

- ・「地域自治」に関する活動」
- ・「子どもの健全育成」に関する活動」
- ・「地域保健福祉」に関する活動
- ・「快適な地域環境の保全」に関する活動
- ・児童等の団体の「青少年」に関する活動
- ・高齢者団体の「地域の交流の促進や健康づくり」に関する活動
- ・「公益性の高い文化・スポーツ活動」

ア　区内の社会教育団体が広く区民を対象に行う文化活動又はスポーツ活動

イ　区内の公益法人又は公共的団体が行う活動で、区が認める文化活動又はスポーツ活動

区の政策目的に合っている活動であること。

宗教・政治・選挙活動を目的としない活動であること。

(2) 助成率

全額助成

「地域自治」、「子どもの健全育成」、「地域保健福祉」、「快適な地域環境の保全」、「青少年」、「地域の交流の促進や健康づくり」に関する活動については、全額助成とする

5割助成・3割助成

「公益性が高い文化・スポーツ活動」のうち、アについては、5割助成、イについては3割助成とする。

(3) キャンセル料

キャンセル料については、既納の使用料（助成金相当額を除く。）を上限とする旨の規定をおき、所定の還付の率をかけて返還する。

施設の性質別負担割合

基本的な考え方

区民が日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストについては、全額公費(税)で負担する。

個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

区分	施設の分類	施設名	経費の負担率
無料	A 福祉施設 区民自治施設	障害者福祉会館 高齢者会館 地域センター(自治活動等利用) 商工会館 環境リサイクルプラザ 消費者センター 男女共同参画センターなど	利用者 0% 税 100%
有料	B 集会室	地域センター・高齢者会館(スポーツ・音楽活動等) 勤労福祉会館(会議室・談話室等) 学習室、集会場(江古田の森、哲学堂公園) 区立施設の目的外利用(集会室)	利用者 50% 税 50%
	C ホール	もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場	利用者 70% 税 30%
	D スポーツ施設	体育館(中野・鷺宮) 野球場・庭球場(上高田・哲学堂) 弓道場(哲学堂) 勤労福祉会館(体育室等) 区立学校(体育館) 二中・九中温水プール	利用者 70% 税 30%
	E 自転車駐車場等	自転車駐車場(有料制) 少年自然の家	利用者 100% 税 0%

有料のうち、B、C、Dについては、施設使用料の助成の対象施設。

助成の対象となる活動は、現在の減額・免除の対象となる活動内容と同じ。

<資料1>

施設使用料改定額の試算

A 引き下げとなる施設

区分	施 設			現行料金	改定予定額	参考
						試算額 (原価)
集会室 利用者負担割合: 0.5	1 勤労福祉会館 (集会室部分)	大会議室	午前	1,500	1,300	2,585
			午後	2,100	1,800	3,618
			夜間	1,800	1,600	3,101
		会議室1	午前	500	400	862
			午後	600	500	1,034
			夜間	600	500	1,034
	2 商工会館 (目的外使用)	第一会議室	午前	700		1,336
			午後	900	現行料金と同額	1,718
			夜間	900		1,718
		大会議室	午前	1,500	1,400	2,864
	3 南中野児童館 (目的外使用)	音楽室	午後	2,000	1,900	3,818
			夜間	2,000	1,900	3,818
			午前	300	200	479
スポーツ施設 利用者負担割合: 0.7	4 城山ふれあいの家 (目的外使用)	遊戯室	午後	300	200	479
			夜間	300	200	479
			18:00 ~ 20:00	800	現行料金と同額	1,502
	5 男女共同参画センター (目的外使用)	研修室	午前	700	600	1,206
			午後	1,000	900	1,723
			夜間	800	700	1,378
	6 堀江高齢者福祉センター (目的外使用)	大広間	午前	1,300	900	1,806
			午後	1,800	1,300	2,501
			夜間	1,800	1,300	2,501
	7 鷺宮高齢者福祉センター (目的外使用)	教養娯楽室	午前	1,500	1,000	2,084
			午後	2,000	1,400	2,778
			夜間	2,000	1,400	2,778
スポーツ施設 利用者負担割合: 0.7	8 かみさぎこぶし園 (目的外使用)	多目的ホール	午前	900	800	1,664
			午後	1,200	1,100	2,219
			夜間	900	800	1,664
		調理実習室	午前	500		925
			午後	600	現行料金と同額	1,110
	9 弥生福祉作業所 (目的外使用)	生活指導室	午間	500		925
			午前	300	200	479
			午後	600	500	958
	10 鷺宮体育館 プール	団体貸切	夜間	600	500	958
			1コース	4,800	3,100	4,463
			全コース	33,500	21,900	31,241
	11 二中・九中温水プール	団体利用プール全体(1時間30分以内)	子ども用プール	3,300	2,200	3,124
				41,900	41,800	59,751

B 引上率1.5未満の施設(同額を含む)

区分	施 設			現行料金	改定予定額	参考
						試算額 (原価)
集会室 利用者負担割合: 0.5	12 職員研修センター (目的外使用)	第一及び第二研修室	午前	800		1,538
			午後	1,200	現行料金と同額	2,307
			夜間	1,200		2,307
	13 みずの塔ふれあいの家 (目的外使用)	和室一 和室二	午前	300		563
			午後	400	現行料金と同額	751
			夜間	300		563
	14 学童クラブ (目的外使用)	谷戸学童クラブ	9:00 ~ 12:00	200		375
			13:00 ~ 15:00	200	現行料金と同額	375
			18:00 ~ 22:00	200		375
			16:30 ~ 22:00	200		375
	15 社会福祉会館 (目的外使用)	会議室A 会議室B	午前	300	400	849
			午後	300	400	849
			夜間	300	400	849
	16 障害者福祉会館 (目的外使用)	多目的室一 多目的室二	午前	400		840
			午後	600	現行料金と同額	1,260
			夜間	600		1,260
		音楽室	午前	1,100	1,200	2,310
			午後	1,400	1,500	2,940
			夜間	1,400	1,500	2,940
				600	800	1,682
	17 瞑明閣(哲学堂集会場)	1回(4時間以内)		400	500	1,037
	18 江古田の森公園 学習室		4時間以内	800	1,624	
	19 教育センター (目的外使用)	視聴覚室	午前	1,000	現行料金と同額	2,030
			午後	1,000		2,030
	20 地域生涯学習館 【例示 みなどっぷ21:一中】	多目的ホールB	9:00 ~ 12:00	600	900	1,731
			13:00 ~ 15:30	500	700	1,443
			15:00 ~ 18:00	500	700	1,443
			18:30 ~ 21:45	700	1,000	2,020

ホール 利用者負担割合: 0.7	21	もみじ山文化センター	大ホール 入場料無料の場合	日・休日	午前	93,700	95,900	137,055
					午後	149,900	153,500	219,259
					夜間	124,900	127,900	182,691
			小ホール 入場料無料の場合	土日・休日	午前	26,800	27,400	39,200
					午後	51,800	53,000	75,768
					夜間	68,400	70,000	100,049
			視聴覚ホール 入場料無料の場合		午前	3,800	3,900	5,558
					午後	6,700	6,900	9,800
					夜間	8,600	8,800	12,579
			プラネタリウム		幼児・小中学生	100	現行料金と同額	146
					高校生以上	200		293
スポーツ施設 利用者負担割合: 0.7	22	野方区民ホール	学習室1		午前	2,100	2,200	3,072
					午後	2,800	2,900	4,096
					夜間	2,700	2,800	3,949
			23 なかの芸能小劇場		午前	5,100	5,200	7,460
					午後	10,800	11,100	15,797
					夜間	12,400	12,700	18,137
			24 勤労福祉会館(体育施設部分)		午前	5,200	6,300	8,960
					午後	8,000	9,600	13,784
					夜間	10,700	12,900	18,436
					個人利用	240	290	414
自転車駐車場等 利用者負担割合: 1.0	25	中野体育館	小体育室		午前	900	1,100	1,551
					午後	1,400	1,700	2,412
					夜間	2,000	2,400	3,446
					個人利用	240	290	414
			多目的ホール		午前	5,200	6,300	8,960
					午後	8,000	9,600	13,784
					夜間	10,700	12,900	18,436
			26 鷺宮体育館		早朝	10,800	11,000	15,782
					午前	28,200	28,800	41,209
					午後	39,600	40,500	57,867
					夜間	45,100	46,100	65,905
自転車駐車場等 利用者負担割合: 1.0	27	二中・九中温水プール	主競技場(団体利用)		早朝	2,000	現行料金と同額	2,923
					午前	28,200		
					午後	39,600		
					夜間	45,100		
			卓球場(団体利用)		早朝	2,000		
					午前	5,500	5,600	8,037
					午後	7,900	8,100	11,544
					夜間	8,600	8,800	12,567
			柔道場・剣道場(団体利用)		早朝	1,600	現行料金と同額	2,338
					午前	4,400		
自転車駐車場等 利用者負担割合: 1.0	28	上高田・哲学堂	競技場(団体貸切)		午後	5,500		
					夜間	6,400		
			プール		大人	220	260	368
					小中学生	110	130	184
			29 有料制自転車駐車場		プール1コース(1時間30分を超える場合)	7,000	7,400	10,622
					大人	180	200	285
					大人	360	400	569
			30 少年自然の家(常葉・軽井沢)		庭球場(1面、1時間以内)	600	700	1,050
					中野駅北口中央(1階)	2,200	現行料金と同額	2,197
					沼袋第二ほか	1,900		1,897
					鷺宮東ほか	1,600		1,598
					鷺宮南ほか	1,100		1,098
					自転車	100		100
					原動機付・自動二輪	200		200
					中学生以下(1泊)	800	1,000	1,025
					その他(1泊)	1,600	2,000	2,049

C 引き上げ率1.5(上限)の施設

区分	施 設			現行料金	改定予定額	参考
						試算額 (原価)
集会室 利用者負担割合: 0.5	31 地域センター 和室・洋室など 【例示 南中野地域センター】			200	300	645
				300	400	967
				400	600	1,289
				500	700	1,611
				600	900	1,934
				700	1,000	2,256
				1,500	2,200	4,834
				2,100	3,100	6,768
スポーツ施設 利用者負担割合: 0.7	32 消費者センター・環境リサイクルプラザ(目的外使用)	第一会議室	午前	700	1,000	3,598
			午後	900	1,300	4,626
			夜間	900	1,300	4,626
	33 高齢者会館 高齢者集会室和室・洋室など 【例示】		午前	200	300	698
			午後	300	400	1,047
			夜間	300	400	1,047
	34 野方図書館 (目的外使用)	会議室二	午前	600	900	3,115
			午後	800	1,200	4,154
			夜間	800	1,200	4,154
	35 上高田・哲学堂	野球場(1面、2時間以内)		2,500	3,700	8,355
		個人利用(1回3時間30分以内)		390	580	969
	36 哲学堂弓道場		午前	4,200	6,300	10,437
			団体貸切利用	6,300	9,400	15,656
			夜間	8,600	12,900	21,371
	37 体育館開放(小中学校)	小学校体育館	1回	300	400	4,982
		中学校体育館	(3時間以内)	400	600	6,642
		中学校小体育館		200	300	3,321

1.5倍(上限)額は、現行料金 × 1.5倍を超えないよう端数を切捨、その他は四捨五入。

「区民団体の公益活動に伴う施設使用料への助成制度(案)」について

1. 制度構築の趣旨

区の施設使用料の見直しに伴い、団体に対して使用料の減額・免除を行わないこととするが、区民団体が区民のために行う公益活動については、その活動を引き続き支援するため、次の3点から使用料の助成を行う。

(1) 公益活動支援の明確化

減額・免除制度も助成金制度でも公益活動への支援という意味では同義であるが、助成金という形で、公益活動への支援と位置づけ、その枠組みや内容を明確にする。

(2) 公金支出の明確化

区の経費を適切に分析し、より効率的に財政運営を行うために、公益活動の支援に関する経費を明らかにする。そのことにより、区の財政の一層の公正化、透明化を図り、計画的な財政運営を行う。

(3) 簡便な仕組みによる助成

施設利用の要件や助成金交付申請の手続きも、可能な限り簡便な仕組みとする。

2. 助成の対象とする活動

区民が自主的に組織した非営利の団体が行う活動のうち、次に掲げた(1)~(3)のすべての要件に合致する活動を、使用料助成の対象とする。

(1) 非営利の活動で、広く区民の利益になる活動であること。

具体的には、次の～に該当する活動とする。

地域センター条例第4条第1項第1号～第4号に規定されている公益活動

ア 防災、防犯、交通安全その他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進等の「地域自治」に関する活動

イ 子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育ち支援等の「子どもの健全育成」に関する活動

ウ 高齢者、障害者等の自立支援又はその家族への援助等の「地域保健福祉」に関する活動

エ 資源の有効利用、環境美化の推進等の「快適な地域環境の保全」に関する活動

18歳未満の児童が半数以上を占め、かつ、児童が主体的に運営する団体が地域で自主的に行う「青少年」に関する活動

高齢者の団体が「地域の交流の促進や健康づくり」に関する活動

公益性の高い文化・スポーツ活動

ア 区内の社会教育団体が広く区民を対象に行う文化活動又はスポーツ活動

イ 区内の公益法人又は公共的団体が行う活動で、区長が認める文化活動又はスポーツ活動

(2) 区の政策目的に合っている活動であること。

(3) 宗教・政治・選挙活動を目的としない活動であること。

3. 助成率

全額助成

「地域自治」、「子どもの健全育成」、「地域保健福祉」、「快適な地域環境の保全」、「青少年」、「地域の交流の促進や健康づくり」に関する活動については、全額助成とする。

5割助成・3割助成

「公益性が高い文化・スポーツ活動」のうち、アについては、5割助成、イについては3割助成とする。

4. 助成の仕組み 施設の利用申請～助成金交付

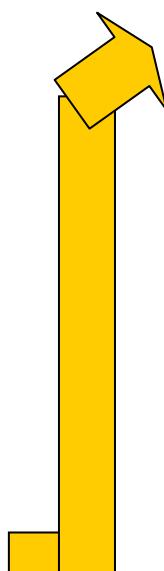
1. 施設の利用申請及び助成金の交付申請を行う。



2. 活動内容について審査の上、施設の利用承認及び助成金の交付を決定する。



3. 助成金を交付（区長が代理受領し、使用料に収納）する。



4. 施設の利用後、施設利用報告書を提出する。



5. 施設は申請書と報告書を活動を所管する分野へ送付する。



6. 申請書と報告書を照合し、助成事業として適當か確認する。

<資料3>

使用料の改定に向けた今後のスケジュール

平成19年10月19日～11月8日

「施設使用料の見直しの考え方（案）」について
のパブリック・コメント手続

平成19年11月下旬 第4回定例会に施設使用料の条例改正案を提案

平成20年7月 施設使用料の改定（条例施行）